

月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決！

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 22

割増賃金の単価は適正ですか？

時間外、休日、深夜労働における賃金の算出方法を確認してみましょう！

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

労働契約法では「労働契約の成立」として次のように定められています。《労働契約は、労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うことについて、労働者及び使用者が合意することによって成立する》

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

「未払い残業問題」は現在でもTV・新聞等のメディアにおいて多数の報道・掲載がなされており、多くの国民が関心を寄せる話題の一つとなっています。使用者から指揮命令を受けての残業や休日労働の事実があったにもかかわらず、残業代の支払いを行わない行為は労働基準法違反や一労働者との紛争に留まらず、会社の信用そのものを大きく崩しかねない重要な問題となっています。

※1 時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金算出式(=給与)

$$\text{割増賃金の基礎となる賃金} \div 1\text{か月の所定労働時間} \times \text{時間外、休日、深夜労働の時間数} \times \text{割増率}$$

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき

所長の一言


インフルエンザに罹患してしまいました。手洗いやうがいにはわりと徹底し、毎年予防接種も受けているにもかかわらず不覚でした。医師の指示により数日勤務は控えました。ところが、会社が就業制限することができるといふことがあって、(新型)インフルエンザについては就業制限が明確に規定されています。通常のインフルエンザについては法律で強制的に出勤停止と規定がないので、会社が出勤停止としたとすれば、就業規則に明確に規定する必要があります。

(所長 堀井 潤)

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**
<http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田市保戸野金砂町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
 本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承継します。
 (C)社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春

E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
 TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303



不要な残業代を抑えるために

時間外労働や休日労働を見てみない限りをすること、労働者の働く意欲を確実に低下させます。重要なのは「その労働が本当に時

間外や休日に行わなければならない内容であるのかを使用者や管理者の立場にある人間がしっかりと把握すること」だと考えます。労働者個々に割り当てられた業務が、その人間の処理能力に達しているのかを的確に見極め、適切な業務量の割振りをするだけで解決できる部分も少なからずあるはずですが、期待している労働力に満たない労働者には適切な教育も必要です。その為の費用は、容易に解雇をできない現在のにおいては結果的に損失を抑えることにつながるかと推測されます。必要な労働に適切な賃金を支払うために今一度割増賃金の単価を確認してみることをお勧めします。

(社会保険労務士 柴田 幸春)

「割増賃金の基礎となる賃金」は計算の元になる数字なので特に注意が必要です。ポイント①は算入すべき